

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更について

1 変更理由及び変更内容

(1) 変更理由

山陽小野田市立山口東京理科大学大学院工学研究科において、令和7年度以降の工学専攻修士課程の学生募集を停止し、令和7年4月1日に機械工学専攻修士課程、電気工学専攻修士課程及び応用化学専攻修士課程を設置することについて、文部科学大臣への届出が令和6年6月21日付けで受理されたことから、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）に記載のある教育研究組織の変更が必要となったため。

(2) 変更内容

「第1 中期目標期間及び教育研究上の基本組織」における「2 教育研究組織」の「(2) 大学院研究科」の変更

(2) 大学院研究科

研究科	専攻	課程
工学研究科	工学専攻	修士課程
		博士後期課程
	数理情報 科学専攻	修士課程
薬学研究科	薬学専攻	博士課程



(2) 大学院研究科

研究科	専攻	課程
工学研究科	工学専攻	修士課程 ※
		博士後期課程
	機械工学専攻	修士課程
	電気工学専攻	修士課程
	応用化学専攻	修士課程
工学研究科	数理情報 科学専攻	修士課程
	薬学専攻	博士課程

※ 令和7年4月学生募集停止

【参考】

(募集停止) 工学専攻修士課程 入学定員15名、収容定員30名
 (新 設) 機械工学専攻修士課程 入学定員10名、収容定員20名
 電気工学専攻修士課程 入学定員10名、収容定員20名
 応用化学専攻修士課程 入学定員10名、収容定員20名

2 変更の時期

令和7年1月1日（公立大学法人に指示し、公立大学法人は変更中期計画を作成する。）

3 根拠法令

- ・地方独立行政法人法第25条第3項

設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

・地方独立行政法人法第78条第3項

設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 今後の流れ

令和6年	7月31日締切	公立大学法人より意見の提出
令和6年	8月5日	評価委員会にて意見聴取
令和6年	12月	中期目標の変更について山陽小野田市議会に提案
令和7年	1月	議会議決後、市から公立大学法人に変更後の中期目標を通知
令和7年	2月～3月	公立大学法人より中期計画の変更認可申請
		市長より評価委員会に諮問
		評価委員会にて意見聴取
		中期計画の変更認可